

| | |
|------------------|---|
| Title | 〔商法 三一九〕 債権者代位による傷害保険契約の解約権の行使が認められた事例 |
| Sub Title | |
| Author | 宮島, 司(Miyajima, Tsukasa) 商法研究会 |
| Publisher | 慶應義塾大学法学研究会 |
| Publication year | 1991 |
| Jtitle | 法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.64, No.11 (1991. 11) ,p.77- 83 |
| JaLC DOI | |
| Abstract | |
| Notes | 判例研究 |
| Genre | Journal Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19911128-0077 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

判例研究

〔商法 三一九〕

債権者代位による傷害保険契約の 解約権の行使が認められた事例

東京地判昭和五九年九月一七日
東京地裁昭五九(ワ)三二号
解約返戻金請求事件
判例時報一六六号一四三頁、金融・商事七二六号二三頁

〔判示事項〕

会社を保険契約者兼保険金受取人とし、その代表者を被保険者とする積立ファミリー交通傷害保険契約の解約権および解約返戻金請求権は一身専属権ではないから、会社の債権者は会社に代位して解約権を行使して解約返戻金を請求できる。

〔参照条文〕

民法四二三条、商法六七三条

〔事 実〕

A 有限会社は、昭和五五年七月一〇日、Y 保険会社との間で、次のような保険契約を締結した。① 保険の種類——積立ファミリー交通傷害保険、② 申込日——昭和五五年七月一〇日、③ 証券作成日——同年八月八日、④ 被保険者——A 会社代表取締役 B、⑤ 保険期間——昭和五五年七月一〇日午後一時から同六〇年七月一〇日午後四時まで、⑥ 保険料——右保険

期間中の毎月一〇日限り金一万九八八〇円宛支払う、⑦ 解約権の留保——保険契約者はいつでも本件保険契約を解約することができる、⑧ 返戻金の支払——保険者は、保険契約者が本件保険契約を解約する旨の意思表示をなしたときは、保険者の定める方法によって計算した金額を保険契約者に返戻する。

そして、A 会社は、本件保険契約に基づき、昭和五五年七月一〇日から同五八年二月二十八日までの間に、保険料として、合計六二万二二六〇円を支払った。

ところで、A 会社は、昭和五八年三月一五日以前に銀行取引停止処分を受け、その頃から営業を休止するに至ったため、A 振出の約束手形の所持人である X が、満期に手形を支払場所に表示したものの、支払を拒絶されてしまった。

そこで、X は、右の約束手形金債権(七六万余円)を保全するため、A 会社に代位して本件保険契約を解約する旨の意思表示

をした（五八年六月一五日）Y保険会社に到達。そして、解約の結果、Y保険会社が保険契約者であるA会社に支払うべきこととなる解約返戻金について、A会社を代位してその支払を求めたのが本件である。

これに対し、Y保険会社は、本件保険契約は傷害保険契約であるから、個人が身体に傷害を受けたことによる治療費等の積極損害又は逸失利益を補う目的のものであり、被保険者の現実の生活に対する保障機能は損害保険及び生命保険に比べ極めて大きいものであるから、その解約権は保険契約者の一身専属権と解すべきであり、したがって、債権者代位権に基づいて保険契約者の債権者がこれを行使用することはできない、と抗弁した。

〔判旨〕請求認容

民法四二三条一項但書は、債務者の一身に専属する権利については債権者代位権の目的となりえない旨を定めているが、右の債務者の一身に専属する権利とは、その権利を行使用するかどうかを債務者の意思に任せるべき権利をいうものと解すべきである。

しかして、保険契約の解約権が一身専属権であるか否かは、一律に論ずべきではなく、当該保険契約の種類や内容によって個別的に検討すべきである。なぜなら、保険契約といっても、保険金受取人の生活保障あるいは社会保障の補完的意味合いを強くもっているものもあれば、そのような意味合いが殆んどな

く、専ら純粋に損害の填補だけを目的とするような性質のものもあるのであって、前者のような保険契約にあっては、保険契約の継続・解約の意思決定について専ら保険契約者の意思を尊重すべきであり、いかに債権者とはいえその容かいを許すべきではないが、後者においては、解約権あるいはその結果発生することのあるべき解約返戻金請求権も特に通常の財産権と別異に論ずる必要はなく、債権者の代位行使を許して差し支えないと解されるからである。

そこで、本件保険契約について検討するのに、本件保険契約はAを保険契約者兼保険金受取人、同代表者個人を被保険者とする傷害保険契約であることからすれば、本件保険契約は、代表者個人の傷害事故によってAがその事業活動に支障を来し、ひいては財産的損害を被ることを予想し、それを専ら経済的意味合いで填補することを第一次的な目的とするものであり、生活保障あるいは社会保障の補完的意味合いはほとんどないものと解される。そうであれば、本件保険契約の解約権は債権者代位の対象にならない一身専属権であると解すべき理由は無いといわなければならない。

〔研究〕

一 本件は、会社を保険契約者兼保険金受取人とし、その代表者を被保険者とする積立ファミリー交通傷害保険契約の解約権及び解約返戻金請求権について、会社債権者が会社に代位してこれを行使用しうるかが争点となっており、本件の直前に出され

た「解約返戻金支払請求権の差押債権者による保険契約についての解約権の行使」(大阪地判昭和五九年五月一日判例時報一三三六号一四六頁、判例タイムズ五三二号一九七頁)に関する事例と同様に、保険契約者の債権者が解約返戻金により債権の満足を得ようとして訴えを提起したものである。こうした傾向は、近時における、保険金の高額化や金融商品化現象の進展に伴う保険契約を解約した場合の解約返戻金(生命保険契約、積立式傷害保険契約などに認められる)の額の高額化が大きくなったことにある。

ところで、保険契約者の債権者がこの解約返戻金によって自己の債権の満足を得る方法としては、本件のように債権者代位権に基づき解約権を行使したうえで解約返戻金の代位請求するものと、さきの五月一八日の事例のように、民事執行法に基づき解約返戻金請求権を差押えて換価するものが考えられ(山下友信「保険契約の解約返戻金請求権と民事執行・債権者代位請求」金融法務一一五七号六頁)、相次いでこれらの方法に関する下級審の判断が示されることとなった。そして、いずれの判決も、現に有効に存在している保険契約をいわば無理矢理解約して解約返戻金をもって債権の満足に充てることを承認するという結果をもたらす判断を示したものである。

二 そこで、本件判旨の構成から、本件の争点と問題点を検討することとしよう。判旨は、まず、保険契約の解約権が一身専属権であるか否かは、当該保険契約の種類や内容によって個別

的に検討すべきであるとの前提を置く。そして、保険金受取人の生活保障あるいは社会保障の補完的役割を濃厚に有するような種類の保険契約では、保険契約の継続・解約の意思決定については専ら保険契約者の意思を尊重すべきであり、債権者の干渉を許してはならないが、専ら純粋に損害の填補だけを目的とするような性質の保険契約では、解約権あるいはその結果発生する解約返戻金請求権も特に通常の財産権と分けて考える必要はなく、債権者代位権の対象とする。そして、本件のような会社を保険契約者兼保険金受取人、会社代表者個人を被保険者とする傷害保険契約では、生活保障あるいは社会保障の補完的意味合いはなく、専ら財産的損害の填補を目的とするものであるから、解約権も解約返戻金請求権も共に債権者代位権の対象とならない一身専属権ということにはならないとしている。

すなわち、判旨によれば、問題は、解約権及び解約返戻金請求権の一身専属権性との関わりにおいて、積立ファミリー交通傷害保険契約とは何か、またその機能とは何か、さらに法人契約であることも何らかの影響があるのか、等を中心として、本件保険契約についての解約権及び解約返戻金請求権に関する保険契約者の債権者の代位権行使が認められるかというところにある、と考えるようである。

三 判旨の論理に従い、一身専属権の問題からまず考えてみよう。

民法四二三条一項但書は、「債務者ノ一身ニ専属スル権利」

は、債権者代位権の目的とはならないとしている。債権者代位権は債権者が債務者の意思に無関係にその権利を行使する制度であるから、その権利を行使するかどうかを債務者の意思に任せるべき権利（行使上の一身専属権）は除外されるためである（我妻榮『新訂債権総論』一六六、一七七頁）。純粹の非財産的権利や、財産的意義を持つ権利であっても人格的利益のために認められる権利がこれに当たり、債権者代位権の目的とならないが、差押を許されない権利もまた債権者代位権の目的とはならないものとされている（多くの社会保険立法では保険金請求権の処分や差押を制限・禁止している）。

問題は、本件のような解約権・取消権といった形成権の代位行使が認められるかである。民法上は、一般的には肯定的に考えられている（我妻・前掲書一六七頁、星野英一『債権総論』九八頁）が、債権の共同担保の保全に適するか否かが判断基準とされているところから、必ずしも明確に区別できるとは言えない（特に、第三者のためにする受益の意思表示の代位行使を認めた大判昭和一六年九月三〇日に対しては疑問を提起するものもあるし——星野・前掲書九八頁、建物買取請求権に関する最判昭和三八年四月二三日、最判昭和五五年一〇月二八日、正当事由に基づく建物賃貸借契約の解約権に関する熊本地判昭和二七年二月二二日では、その代位行使が否定されている）。

したがって、一般論としていえることは、解約権自体の代位行使にも問題が残っているということである。これを本件に照

らして考えてみると、本件判旨もおそらくこの点を考慮し、解約権が一身専属権であるかは一律に論ずべきではなく、当該保険契約の種類や内容によって個別的に検討すべきものであるとしたものと思われる。

ところで、生命保険契約については、学説上、ほぼ一致して保険金請求権や解約返戻金請求権の処分や差押を認め、また債権者代位権の行使の目的となることも承認されている。生命保険契約の目的が保険契約者の老後や被扶養者の生活保障にあるとしても、資産運用や担保設定のためにこれを利用することが多いことを考えると、それ自体または他の権利との関係で財産的価値を有すると認められるからである（大森忠夫「生命保険契約に基づく権利に対する強制執行」生命保険契約法の諸問題一〇五頁以下、石田満『商法Ⅳ（保険法）』三一五頁、田辺康平『現代保険法』二八九頁、西島梅治『保険法（第二版）』四〇二頁）。前記の大阪地裁昭和五五年五月一八日の事例では、本件と同様の積立ファミリー交通傷害保険に関するものであったが、この生命保険についての通説の考えをそのまま援用して判断を下している。この判決については、結局、積立ファミリー交通傷害保険であることを一切問題にすることなく、当然に生命保険の論理を用いただけのものとの評価がなしている。その意味でいうと、本件判旨は、積立ファミリー交通傷害保険の特質を一応分析したのちに、解約権及び解約返戻金請求権の一身専属性を否定したものととして、一歩前進したものと考えられるであらう。

ただ、本件判旨が、必ずしも積立ファミリー交通傷害保険（法人特約付き）の特質を十分に検討しないまま、本件事案における保険加入者の具体的目的と代位債権者側の代位の必要性とを比較衡量してしまっている点には大きな問題が残ることになる。すなわち、契約論的にみて、その動機までもも問題としてしまった感があるということであり、その当否に疑問が残る。

四　そこで、本件の法人特約付き積立ファミリー交通傷害保険契約の法的性質論にさかのぼることしよう。本件の積立ファミリー交通傷害保険は、傷害保険であること、積立式であること、法人契約特約が付随していることにその特色がある。

元来、傷害保険とは、被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によって身体に傷害をこうむったときに保険金を支払うことを目的とする保険である（倉沢康一郎『保険法通論』一四五頁）。傷害保険契約は、生命保険契約とは異なっており、現行商法上典型契約として規定されてはおらず、いわば無名の保険契約として行なわれているものであり、したがって、保険事故が発生した場合に支払われる保険金は、約定したがって損害額を基準として定まる場合もあるし、予め約定された金額を基準として定まる場合もある。本件の保険契約を含めて最近の多くの傷害保険契約はこの後者の定額保険であるため、その契約は損害保険契約には含まれず、また人の生死を保険事故とするものではないから生命保険契約にも含まれない。それゆえ、本件判旨が生命保険契約を論理の前提としなかったことは正当といえる。

次に、積立式であること及び法人契約特約が付随していることに関して考えてみよう。判旨は、法人特約には留意するものの、積立式であることについては特に考慮を置かない。傷害保険が積立式とされ、貯蓄性が付与されていることこそが、むしろ生活保障や社会保障を越えて資産運用といった純財産的な事柄を目的としていると考えるとする（約款の規定に表われる保険加入者の一般的な意思）、当該保険契約の解約権及び解約返戻金請求権が債権者代位権の対象となるか否かは、こちらこそがその判断のメルクマールとなるものと考えられよう。判旨の理屈からは、法人契約であることすなわち法人が保険契約者であり、保険金受取人であることから、生活保障の色彩は殆どないため、一身専属性はないとの趣旨がうかがわれるが、はたしてこのように言いうるかは疑問が残るところである（石田満『本件判批』判例評論三三六号二四頁も、同様に、法人契約であることをかかわりないとされる）。そしてまた、この法人契約を余りに強調してしまおうと、判旨の前提とする一般の基準の部分を併せ考慮してみたとしても、あるいは個人が保険契約者兼保険金受取人である保険契約についてはすべて生活保障を目的とするもので、債権者代位権が排除されてしまおうとも認めなくてはならないと考えられよう。

このようにみでると、こうした新種保険に関する事例の判断に当たっては、はたして傷害保険制度の趣旨を考へて行くのか、それとも一般的な保険加入者の意思（近時における傾向）を

勘案すべきなのか、あるいは当該事案における保険加入者の保険加入の具体的目的と代位債権者の側の必要性との比較衡量の問題なのか、といった基本的態度が問われることとなるであろう。

確かに、保険契約を存続させることによって、将来の保険金請求権は保全されているのであるから、債権者の責任財産の保全となることは明らかである。しかし、保険金請求権の発生は将来の偶然的事故にかかっており、常にこれが発生するといったものではない。問題は、現在履行期の到来している債権者に対して弁済する資力がなくとも関わらず、将来の不確実な保険金請求権があることを理由に、即時に現金化できる解約権を行使しないことを認めてよいかである。債権者の利益との較量という観点からは、一般的には、債権者代位権に基づく解約権の行使が認められることになるであろうが、生命保険にしろ傷害保険にしろ、契約の態様に従いそれに応じた目的をもってこれを締結することが可能であり、特に傷害保険契約では、その無名契約性から保険の制度目的をもそこに盛り込むことが可能であるため、簡単に債権者との利益衡量のみで解決することはできないものであろう。

五 本件は、保険制度上の極めて大きな問題点を提起している。それは、すなわち、生命保険にしろ近時の傷害保険にしろ、定額保険の固有の性質として、経済的には貯蓄と同様の機能を有しているということであり、さらにまた、積立式の傷害保険契

約にあっては、これが経済的機能としてのみならず、法的観点からしても、消費寄託契約が混在しているものと把握せざるを得ないという極めて特殊な形態を採っていることからくる。

生命保険を中心とする定額保険の貯蓄性、生活保障・社会保障機能の問題については、保険制度全般に関わる重要な事柄であるためにわかに解答を留意することはできないが、少なくとも本件のような積立式の傷害保険契約についていえることは、傷害保険契約と消費寄託契約の混在する性質を有するため、この両性質を十分考慮してから全ての問題の解決にあたらなくてはならないということである。

一般に、本件のような保険を第三種の保険というが、第三種であるにせよ何にせよ、これが保険契約である以上は保険料の対価があるはずである。保険事故が発生したならば保険金を支払うといういわば期待権の供与義務が保険料の反対給付として考えられるべきであるから、本来、保険契約上、給付は対価関係にあってすでにその目的を達したはずである。このように考えてくると、期待権の供与の対価としての保険料として保険契約者が一定の額を支払った後にも何らかの金銭が払戻されることがあるとすれば、その場合の保険料とは、保険料とは称しなからず、傷害保険契約の対価といった性質を超えた別個の性質を有するものが含まれている（消費寄託に供される金銭か）と考えるを得ないこととなるであろう。そして、本件積立式ファミリー交通傷害保険にいう満期返戻金（同約款四一条）や解約返戻

金（同約款二九条）は、こうした貯蓄的な性質を受けて約款上定められた払戻金と把握すべきこととなるであろう。であるとすれば、これらのものは、そもそも保険給付とはまったく関わりのない（消費者のニーズか、保険会社の戦略か、また生活保障などともまったくの関わりのないこととなるのであって、保険金請求権の差押などの論理とはまったく関係なく、その差押、代位行使なども通常の財産権の問題として考察すれば足るように思われる。

ただし、このように考えたとしても、解約権の代位行使が純粹の意味の保険契約の部分にまで及ぶか否かは大きな疑問として残るのであって、結局のところ、定額保険及び積立式傷害保険の契約本体の理解なくしては解決のつかない問題ともいえる。そして、この問題はさらに、解約権の代位行使及び解約返戻金

〔最高裁判事例研究 二九六〕

昭二九四（最高民集八巻二号四四〇頁）

判決確定前に生じていた再審事由を判決確定後五年を経過してから知った場合に再審の訴を提起することの可否

土地所有権移転登記抹消請求（再審）事件（昭和二九年二月一日第一小法廷判決）

請求権の代位行使の一体性の議論にも疑問を投げかける。すなわち、本件判旨もそうであるが、解約権はその行使によって具体化される解約返戻金請求権と結合してのみ財産的価値を有するから、解約権のみの単独の差押・代位行使は不可能であるとの主張が多数であるが（大森・前掲書一三三頁）、解約権の及ぶ範囲の問題と解約返戻金請求権の純財産性を併せ考えてみると、もう一度両者の関係が問われなくてはならないこととなるからである。

そのような意味から、本件判旨は、その構成には多くの疑問点があるとしても、こうした新種の保険とともに、古くからの定額保険についての再考の機会を与える判決として意義づけることができよう。

宮島 司

X（再審原告・再審控訴人・再審上告人）は、Y（再審被告・再審被控訴人・再審被上告人）に対して、昭和一五年に本件不動産の所有権移転登記抹消手続請求の訴を、大津地方裁判所に提起した。大津地方裁判所は、昭和一五年（ワ）五九号事件として審理したが、Y提出の乙第一号証及び乙第二号証とXの本人尋問の結果を総合して、本件不動産は、Yが大正一一年四月頃Xより買受けて所有権